

大分労働局職員【任期付任用職員】募集要項

1 職種

大分労働局の任期を定めた常勤職員（任期付任用職員）

2 業務内容

大分労働局における雇用関係助成金の支給業務及びその他関連する業務

3 勤務地

大分労働局（大分市東春日町 17 番 20 号 大分第 2 ソフィアプラザビル）

4 募集人員

1 名

5 応募資格

(1) 以下の条件を満たす方

民間企業等での業務の経験を有し、雇用関係助成金や雇用保険等に関連する業務の実施に必要な能力等を有する者。

(2) 以下に該当する方は応募できません

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から二年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- ④ 国家公務員法第 81 条の 6（定年による退職）に該当する方（採用予定日において満 62 歳に達している者）

6 採用方法

選考による採用となります。

選考方法については、下記 12 をご参照ください。

また、人事院規則 8-12 第 42 条第 2 項第 1 号の規定に基づく任期を定めた常勤の国家公務員としての採用となります。

なお、任期は令和 8 年 3 月末日までとなります。

7 採用日

令和 7 年 4 月 1 日を予定しています。

8 勤務時間・休暇

勤務時間は 1 日 7 時間 45 分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。休暇には、年次休暇のほか、病気休暇等があります。

9 身分及び処遇

身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 9 5 号）が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。

当該俸給の他、条件によっては諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が支給されます。

詳細は別紙「給与等について」をご参照ください。

10 応募方法

(1) 履歴書及び職務経歴書

履歴書及び職務経歴書については様式を問いません。履歴書に写真を貼付のうえ、学歴、職歴（助成金や雇用保険等に関連する業務に従事した経験については詳細にお書きください）及び資格等の事項について、詳細に記載してください。

(2) 論文の提出

次の課題について、論文による書類審査を実施します。

<論文の課題>（800 文字程度）

「雇用関係助成金の社会的意義について、自身の考えを述べよ」

※提出様式は任意とします。

(3) 応募先

(1) 及び (2) を封筒に同封し、大分労働局総務部総務課人事係あて郵送（直接持参も可）してください。あて先は下記 13 のとおりです。

応募の秘密については厳守します。なお、不合格者の応募書類は、こちらで責任をもって廃棄させていただきますのでご了承ください。

また、返却を希望される場合は、その旨を履歴書に赤字でご記載ください。

11 応募期限

令和7年2月3日（月）17時00分必着（郵送の場合も同日必着）

12 選考方法

【第1次選考】

（選考内容）

職務経歴、論文による書類審査

※ 職務経歴による経歴評定の通過者の論文を評価し、第1次選考通過者を決定します。

（選考通過者発表）

令和7年2月10日（月）予定

第1次選考を通過した方には電話連絡いたします。残念ながら通過されなかった方には、後日郵送で結果を通知します。

【第2次選考】

（人物試験（個別面接））

人物試験による審査

試験日：令和7年2月14日（金）

（詳細な日時及び場所等については、第1次選考通過者あてに通知します。）

（結果通知）

令和7年2月21日（金）予定

採否にかかわらず第2次選考の対象者に連絡します。

13 応募等に関する照会先

大分労働局 総務部総務課 人事係

住所 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3F

電話 097-536-3211

給与等について

「一般職の職員の給与に関する法律」が適用され、勤務経験年数等を考慮して初任給が決定されます。

(例1) 大学卒業後、約20年間民間企業で勤務経験(正社員)のある43歳の方
初任給(俸給月額): 約300,000円

(例2) 高校卒業後、約20年間民間企業で勤務経験(正社員)のある39歳の方
初任給(俸給月額): 約280,000円

注) 雇用形態等によって決定内容が変わる場合があります。

俸給月額その他、一定の要件を満たす場合は、次のような手当が支給されます。

○「扶養手当」

扶養親族のある方に、支給されます。

○「通勤手当」

交通機関、自動車等を利用している方に運賃等相当額

(1か月あたりの上限あり)

○「住居手当」

賃貸アパート等に住んでいる方に月額最高28,000円

○「期末手当・勤勉手当」

いわゆるボーナスとして、6月と12月の年2回支給されます。

(1年間に俸給等の月額の約4.6か月分)・・・<令和6年度実績>